第五章　紅花売買会所開設運動

京都に紅花売買場所の設置運動と平行して、紅花売買会所の設置運動が行われていたようである。この二つの運動は同じようなものにも見えるが、私の集めた資料には、同じ九年から十年にかけての訴願記録に、前章のものと異った訴願番号が記載されているので、別派の運動であったと見られる。手元には初願二願四願の三通があって、三願が見つかっていない。この一連の訴願は何れも売買会所とあって売買場所とはなっていない。たゞ残念なことには、三通とも願人と宛名とを欠いているのである。その初願は次のようなものである。

乍恐奉願上候口上

一、御当地江諸国ゟ為指登候紅花売買会所、私ニ被為仰付被為下度奉願上候。取捌之儀を売人荷主買人紅花屋双方会所江為立会、売買無滞明白ニ取引為致度、尤会所世話料売代銀高ゟ三分通取之候様仕度奉願上候。右御冥加一ケ年ニ金三百両ツヽ御上納可仕候。御尋之儀有之候ハヽ奉申上度候。

御慈悲之上被為聞召分、会所御免被成下候ハヽ難有可奉存候。以上

卯四月廿七日

この文面からすれば、この運動をしたものは京都の紅花商人でゝもあったろうか。その目的方法等に至っては、前章まで述べ来ったものと大差はないが、世話料として売上代銀高の中から三分を取ること、冥加金として一ケ年に三百両宛役所に納付することゝ條件をつけている。

この初願に対して、翌宝暦十年二月朔日に役所に呼び出して、紅花売買会所を設けることが、向屋

仲売の者に相障るようなことはないか、荷主共から世話料を何程取るか、前銀のことは如何様に取斗うかと、三点について質問されたので、願人側は二月七日に、是迄は問屋仲間共が荷主共から買請けておいて、紅染屋共の入用次第に売付けるという仕方であったのを、会所制度にすることによって、問屋共が自分で買請けるということを止め、「紅染屋共紅花入用間立、肝煎世同様ニ仕度」なおまた会所世話料の中から問屋共に「紅花壱駄に付銀拾匁ツゝ相渡」すようにする心算であるから、「問屋仲間共、会所肝煎ニ被為仰付被下置候様」との前文をつけ、先の三つの質問事項については、

一、世話料之儀、是迄紅花売代銀高ゟ、三歩通取来候ニ付、前格を以会所御免被為成下候上ハ、荷主共江対談仕、無滞様取斗ひ可仕御事。

一、前銀之儀、越前敦賀大津着仕候上、相好候荷主共江相対仕、無滞様ニ作略可仕候御事。

一、会所被為仰付候上、会所売買帳面差出置、紅染屋荷主露顕致させ、意論無之不益ニ取斗仕度奉存候御事。

と答上げている。

こういう運動に対して、問屋や仲買連中は家業に離れる恐れがあると反対した。さらに紅染屋共も御召御用等に支障が出るという理由で、問屋仲買共の反対に同調している。しかし紅染屋としては、以前は自由取引に賛成していた筈なのに、今回は却って反対の立場に立ったということは不可解なことであって、むしろこれは問屋側の圧力に押されたものではなかったろうか。第三願の記録がないから、途中の経過の一部は不明であるが、第四願においては、両者の申立について次のように反ばくを加えている。これは三月の七日に、紅染屋行事問屋行事と共に、この願人とが召出され、何れとも対決するようにと仰付けられたので、十二日付で書付を以て申上げたものである。

一、向屋仲買共、会所相立候而ハ、是迄之家業相离候旨奉申上候。此儀ハ向屋仲買共旰煎二仕候上、
、駄別歩銀相渡申候得ハ、全家業二相离候筋二て八無之御儀二奉存候御事。
一、紅染屋共御召御用等差障二相成候様奉申上候段、此儀八年来之家恥二て、紅花製地絹諸色品染分、
是迄紅染屋共紅花善悪目利仕買請候儀二御座候得ハ、差支可申筋無御座候様奉存候。前々八直買
等仕候節、御用無滞相勤来候御儀二御座候御事。
一、此度会所御免之上、紅染屋目利行届不申儀有之候ハヽ、私手寄二目利巧者成者共御座候友々目利
致させ候様二可仕候。紅花種々雨花照花仕入花買集花之類、紅花善悪ハ国々土地二不限、摘取候
時節天性二而上中下之品有之候。猶又紅　染屋手支仕候而ハ、指当会所差支二罷成候二付、聊麁
略取扱仕候儀二て八無御座候。